




全産連発第230号
令和元年12月6日

各正会員
会長・理事長 様
安全衛生関連委員会 委員長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良
安全衛生委員会
委員長 武田 全弘



労働災害情報の提供について（第3報 累計4件）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、令和元年8月27日付け全産連発第249号にてご連絡いたしました通り業界内の労働災害に関する報道情報を収集し、未然防止対策と併せて情報共有するための取り組みを行っております。

今般、正会員より地元紙に掲載された労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて情報提供いたします。累計4件目となります。

つきましては、事業者の方がこうした情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

【新聞記事】

■廃棄物集積所で作業の女性、重機にひかれ死亡

廃棄物集積所で作業をしていた

後退してきた油圧

ショベルにひかれ、死亡した。

原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	掘削用機械（油圧ショベル）
災害の種類（事故の型）	はさまれ、巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ① 重機と作業者が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける
- ② 誘導者を配置してその者に機械を誘導させる
- ③ 重機の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するように教育する
- ④ 運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合図等の作業方法に関する作業計画を策定し、関係者に周知徹底する

産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業中、派遣労働者がドラグ・ショベルにひかれ、死亡



発生状況

この災害は、派遣労働者が派遣先の産業廃棄物処理施設において、産業廃棄物の選別作業を行っているときに発生したものである。

この選別作業は、主に建築物解体現場から運ばれてきた産業廃棄物をドラグ・ショベルおよびホイールローダーにより木材、プラスチック、金属等に大まかに分類した後、さらに手作業により細かく分別する作業である。

災害発生当日、派遣先労働者である作業員AとB、派遣労働者である作業員CとDの計4人で選別作業を行っていた。

選別作業が一段落したところで、Aの指揮により、廃プラスチックの積み込み作業を行うため、CとDは金属類の集積場所へ移動し、AとBは、廃プラスチックを運搬するためのトラック進入路を確保する作業にとりかかった。Bがホイールローダーを運転し、トラックの進入路に当たる箇所に散乱していた廃棄物を1カ所にかき集めるとともに、分別コンテナの前に止められていたドラグ・ショベルをトラックへの積込用とするため、トラック進入路付近まで移動させようとAが運転し、左旋回の後、2mほど前進させたところ、金属類の集積場所で作業していたCをドラグ・ショベル右側のクローラでひいたものである。Cはすぐに病院へ搬送されたが、死亡した。Aはドラグ・ショベルを運転する際、周囲の状況をよく確認していなかった。

この事業場では、作業員が行う作業場所でドラグ・ショベルおよびホイールローダーを運行していたが、運行経路への立入禁止措置の実施、誘導者の配置等の接触防止措置等を講じておらず、作業計画も策定していなかった。

なお、CとDは選別作業に係る安全衛生教育を派遣元、派遣先のいずれでも受けていなかった。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 作業員と運転中のドラグ・ショベルとの接触防止措置を講じていなかったこと
ドラグ・ショベルの運行経路への立入禁止措置を講じておらず、また、誘導者も配置していなかった。
- 2 ドラグ・ショベルの運転者が運転前に行うべき周囲の安全確認が不十分であったこと
- 3 作業計画が策定されていなかったこと
ドラグ・ショベルによる作業に際し、作業計画が策定されておらず、かつ、関係作業員へ当該機械の運行経路、立入禁止区域等が周知徹底されていなかった。
- 4 関係作業員に対して安全衛生教育を行っていなかったこと
派遣先の作業場所には、ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の運行により、当該機械との接触による危険があるにもかかわらず、派遣元および派遣先ともに派遣労働者に対して安全衛生教育を実施していなかった。

対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業員とドラグ・ショベル等との接触防止措置を行うこと
ドラグ・ショベル、ホイールローダー等と作業員が接触するおそれのある箇所には、立入禁止区域を設ける、または誘導者を配置してその者に機械を誘導させる必要がある。
- 2 ドラグ・ショベル等の運転者に対し、運転開始前に周囲の安全を確認するよう教育すること
運転者に対し、作業員が機械へ接触するおそれがない等、周囲の安全を確認したのち運転を開始するよう教育を行う。
- 3 作業計画を策定し関係者に周知徹底すること
ドラグ・ショベル、ホイールローダー等の機械を用いて作業を行う場合には、運行経路、立入禁止措置、誘導者の配置、合同等の作業方法に関する作業計画を策定しなければならない。さらに、作業計画の内容を関係作業員に周知徹底する必要がある。
なお、策定する作業計画では、機械による作業と手作業による分別作業との混在作業は避けるようにする。
- 4 派遣労働者に対し安全衛生教育を実施すること
派遣労働者に対し、一般的な安全衛生教育を派遣元において行うとともに、従事する作業に係る危険性、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を派遣先において行う。